

古今呂の宿 福とみ 宿泊約款

令和6年6月1日制定

(適用範囲)

第1条 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当宿が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、宿泊予定日の一週間前までに次の事項を当宿に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日数及び到着予定時刻

(3) 宿泊人数

(4) 宿泊料金

(5) 代表者連絡先

2. 宿泊料金は原則として以下の①～③の合計となります。

① 宿泊人数あたり基本宿泊料金

| | 1名 | 2名 | 3名 | 4名 | 5名 | 6名 | 7名 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 朝食・夕食つき | 10,000 | 9,500 | 9,000 | 8,500 | 8,000 | 7,500 | 7,000 |
| 朝食のみ | 9,000 | 8,500 | 8,000 | 7,500 | 7,000 | 6,500 | 6,000 |

※0～12歳までのお客様は、お一人様につき上記金額から2,000円を割り引きます。

② 追加オプション料金

語り部：5,000円

凍み餅編み体験：1,000円

農業体験：1,000円

農家の料理づくり体験：1,000円

凍み大根編み体験：1,000円

柏餅づくり体験：1,000円

ちまき作り体験：1,000円

※語り部は宿泊一組につき、それ以外のオプションはお一人あたりの金額です。

※語り部以外のオプションは2名以上の申し込みで実施いたします。

※料理づくり体験プランは、語り部以外の各種体験をお申し込みのお客様には、無料で提供しています。

③ 消費税

①の基本宿泊料金と②の追加オプション料金の合計金額に10%を乗じた額

3. その他当宿が必要と認める事項として、宿泊客が宿泊中に第1項第2号の宿泊期間を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿に当該継続期間にかかる予約がなかった場合のみ、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿が定める申込金を、当宿が指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当宿は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当宿が、旅館業法第5条に掲げる場合 以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるときハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6)宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(8)宿泊しようとする者が、当宿に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(10)福島県旅館業法施行条例第 10 条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第 5 条の 2 宿泊しようとする者は、当宿に対し、当宿が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求められます。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第 3 条第 2 項の規定により当宿が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別記 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 3 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿

泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

4. 上記理由が交通機関の欠航や遅延、ストライキ等によるものであれば、この限りではありません。

別表1【解除日ごとの違約金】

| 不泊 | 当日 | 前日まで | 3日前まで | 4日前まで | 5日前まで |
|------|------|------|-------|-------|-------|
| 100% | 100% | 50% | 20% | 10% | なし |

(当宿の契約解除権)

第7条 当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。

(5)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)

(6)宿泊客が、当宿に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(7)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(8)その他各種法令等又は都道府県条例等の規定する理由に該当するとき。

(9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(10)福島県旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。

2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊客は当宿に対し、当宿が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理

由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当宿のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当宿が必要と認める事項

2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過2時間までは、室料金の2分の1
- (3) 超過3時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に掲示した利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当宿の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けの利用規約、各所の掲示等で御案内いたします。

イ 門限（正面玄関）：22:00

ロ 施設：15:00-10:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、第2条第2項に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿が認めたクレジットカード、電子マネー等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿が請求した時、フロントにおいて

行っていただきます。

3. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿の責任)

第 13 条 当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿は 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当宿内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿はその損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿に故意又は重大な過失がある場合を除き、5 万円を限度として当宿はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。なお、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しない

ときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分します。また、但し飲食物や腐敗しやすいものは即日処分します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとしします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

2. 宿泊部屋の鍵を紛失あるいは破損した場合は、扉の鍵本体の交換と鍵の発行費用として、22,000円(税込)を弁償していただきます。